

## 仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度 生徒作業服の採寸・販売

2 履行場所 東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校  
東京都新宿区百人町 3-25-1 サンケンビルディング

3 採寸時期 各期（3月、6月、9月、12月）  
※詳細は別紙2のとおり

4 販売時期 各期（4月、7月、10月、1月）  
※詳細は別紙2のとおり

## 5 内 容

- (1) 生徒作業服の対象科目は、ビルクリーニング管理科、設備保全科、マンション維持管理科の3科目とする。  
各科作業服の詳細な仕様については別紙3から別紙5のとおりとする。  
ビルクリーニング管理科：別紙3  
設備保全科：別紙4  
マンション維持管理科：別紙5
- (2) ズボンの裾上げが必要な科目で裾上げを希望する者については、別途料金を設定した上で裾上げを行うこと。
- (3) 見積書の価格表示は、科目ごとにそれぞれの製品において単価で見積り、消費税は内税とすること。
- (4) 特別サイズで価格が異なる場合は、サイズと価格を明示すること。
- (5) 入校予定者には、入校手続時に試着・採寸の上、注文受付を行う（年間予定については、別紙のとおり。ただし、詳細や内容に関する疑義については担当者と打合せのこと）。
- (6) 入校手続日に採寸・注文ができない者については、電話による受付、又は直接店頭で対応すること。
- (7) 販売する作業服は各科の仕様書に記載の製品とすること。ただし、各科仕様書に記載の製品の用意が困難な場合、校担当者と調整の上で作業服仕様書に記載の製品と同等品以上のものを販売すること。
- (8) 販売については、購入者（生徒）と販売業者との売買契約とし、本校による立替え、販売等の行為は行わない。また、注文後にキャンセルとなった場合も、購入者（生徒）と販売業者間で売買契約の事後処理を行うこと。
- (9) 販売後及び訓練期間中、購入者（生徒）に責任のないトラブル、不良品等については、販売業者の責任にて対応すること。
- (10) 価格及び商品、対応等を考慮して販売事業者を決定する。

## 6 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

7 販売等によって生じる梱包材等は持ち帰ること。

8 担 当 東京都立中央・城北職業能力開発センター高齢者校 能力開発担当  
電話 03-3227-5951